

貨物概要

車輪付の自走式（バッテリー使用）の機械的リフトでプラットフォーム（台デッキ）をせり上げる装置。プラットフォームは鋼鉄製の二本のアームにより支えられ、油圧により垂直に上昇又は下降する。また、本品には、運転室や変速用のギヤボックス及びハンドルはなく、スイッチレバーでステアリングを操作することにより走行。高所における工場設備の取り付け建築営繕補修、内装工事等の作業用の足場として使用される。

なお、本品の作動は、プラットフォームに設置された操作盤により高さの調節、作業位置決定のための水平移動の調整が可能。

分類

関税率表第 8428.90 号（統計番号 8428.90-000）のその他の持上げ用機械

分類理由

自走式のリフトですが、プラットフォームを輸送するのが主要な目的でなく、むしろプラットフォームを持ち上げることが主要な目的と考えられることから、第 84.27 項の作業トラックには分類されません。

関税率表解説第 84.28 項（ ）(G) には、「車輪付の機械式プラットフォームせりあげ装置（移動式撮影台）」が例示されており、本品もこれに類似するものと認められます。

また、同表解説第 84.28 項（ ）(A) によれば、昇降機とは、「一般に...空気圧若しくは油圧により作動する...垂直なガイドレールの間に取り付けられた人員用ケージ又は貨物用プラットフォームをそれに沿って上昇又は下降するために使用され、通常釣合いおもりが取り付けられている。」と規定されており、本品は、このようなものではないことから昇降機には分類されません。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）